

組合そくほう

信州大学教職員組合
http://www7a.biglobe.ne.jp/~akarenga/
全大教ホームページ http://www.zendaikyo.or.jp/

信州大学教職員組合事務局
直通電話：0263-33-0933 (FAX 兼用)
内線：811-2341
メール：
akarenga@kbf.biglobe.ne.jp

通算 914 号 2022 年 5 月 9 日発行

令和 4 年 6 月期末手当で調整実施せず

4 月 27 日に報告したように 2022 年度信州大学教職員組合により新しい中央執行委員などの役員も決まり、2021 年度の務めも中央代議員会などを残し終わりに近づいてきました。

さて、5 月 2 日に、総務部人事課より以下の連絡がありましたので報告させていただきます。支部によっては、本件に関して職場代表を通じて『職員の給与制度の改正について(案)』について、意見聴取が求められていると思います。

他大学の状況により『令和 4 年 6 月期末手当で調整実施しない』とのことで、ひとまず安堵です。しかし、法人側はこれまで人事院勧告に準じてボーナスなどを上げ下げしてきましたので、今回は異例なことと思います。今回の引き下げなかったことを理由に、今後に引き上げを見送られないように注視していくことを引継ぎたいと思います。

【給与法改正に伴う本学の対応の方向性について】

令和 4 年 4 月 6 日に給与法が成立し、以下が決定いたしました。

①特別給（ボーナス）の支給率については、人事院勧告どおり引き下げ。

（一般の職員は 4.45 月分の支給から 4.30 月分へ引下げ、指定職職員は 3.35 月分の支給から 3.25 月分への引下げ）

②令和 3 年 12 月期末手当の引き下げ相当額を令和 4 年 6 月期末手当で調整。

本学としては、

①については、令和 4 年 2 月 16 日の第 84 回人事制度委員会にて、令和 4 年 6 月以降の期末手当支給率については、給与法の改正に準拠することが決定しております。

②については、他大学の今後の対応を踏まえ、決定することとしておりましたが、他大学の状況として、令和 3 年 12 月期末手当の引き下げを行わない一部準拠の大学が大半を占めることから、令和 3 年 12 月期末手当の引き下げ相当額を令和 4 年 6 月期末手当で調整することについては本学は行わないこととしたいと考えております。

なお、本件に関する給与規程の改正に関しては、5 月の定例会議に付議する予定であります。

(中央執行委員長 榊 和彦)

